

【ポスター発表】

要介護認定未申請者の割合と関連要因の経年変化**－反復横断調査に基づく経年変化の把握－**

○ 東京都健康長寿医療センター研究所 氏名 杉原 陽子 (4670)

杉澤 秀博 (桜美林大学・4671)、中谷 陽明 (日本女子大学・1462)、新名 正弥 (東京都健康長寿医療センター研究所・3254)、児玉 寛子 (東京都健康長寿医療センター研究所・4880)、渡辺 裕一 (武藏野大学・4308)

キーワード3つ：要介護認定未申請、経年変化、行動モデル

1. 研究目的

介護保険のサービスを利用するためには、まず保険者に申請し、要介護認定を受けなければならない。しかし、介護を必要とする状態にある人の中でも認定申請をしていない人が存在する。本研究の目的は、身体または認知機能に何らかの障害を有する高齢者における「要介護認定未申請者」の割合や未申請の関連要因が、①介護保険制度の導入期、②2005年の介護保険法改定前、③制度導入後 10 年を経た時期の 3 時点において、どのように変化しているかを明らかにすることである。認定未申請者の割合や関連要因が、介護保険制度の導入期から現在までの間にどのように変化しているのかを分析することにより、ニーズの潜在化が解消されているか否か、ニーズの潜在化につながる要因が変化しているか否かを明らかにすることが、本研究のねらいである。

2. 研究の視点および方法

1) 調査の対象と方法： 【要介護高齢者を把握するための調査】 2002 年、2004 年、2010 年に東京都三鷹市の 65 歳以上の住民に対して、日常生活動作能力と認知機能を調べる「スクリーニング調査」を郵送法（未回収者には訪問回収を併用）にて行った。調査対象者数は調査年によって異なるが、65 歳以上住民の約 3 分の 1 に相当する人数を無作為抽出し、調査対象とした。スクリーニング調査の回収率は、いずれの年も 9 割以上であった。

【要介護高齢者・介護者の訪問面接調査】スクリーニング調査で、日常生活動作能力に関する 6 項目（歩行、食事、着替え、入浴、排泄、全般的な生活状態）のうち 1 項目でも「手助けが必要な状態」にあった人、または認知症の疑いを調べる 8 項目のうち 1 項目以上に該当した人を「要介護の可能性が高い」とみなし、訪問面接調査の対象とした（特別養護老人ホーム等の施設入居者は除外）。訪問した際に再度、要介護状態か否かを調査し、介護を要する状態であった場合は「介護を主に担当している家族・親族（主介護者）」に対して面接調査を行った（介護をしている家族がいない場合は高齢者本人に調査を依頼）。訪問面接調査の完了数は、2002 年 595 人、2004 年 441 人、2010 年 414 人であった。

2) 分析の枠組みと方法： 認定未申請の関連要因の分析は、Andersen らの行動モデルに基づき、素因（要介護高齢者の性、年齢、世帯員数）、利用促進阻害要因（所得、家族介護者の有無）、ニード要因（ADL 障害、認知機能障害）を説明変数とし、要介護認定申請の有

無を目的変数とするロジスティック回帰分析を行った。さらに、Andersen らの行動モデルに介護者側の要因も加えた拡張行動モデル（Bass & Noelker）に基づく分析も行った。拡張行動モデルでは、前述の要介護高齢者側の要因に加え、介護者側の素因（性、年齢、学歴、就労、同別居）、利用促進阻害要因（サービス利用希望、介護期間）、ニード要因（身体疲労、情緒的消耗）を説明変数とするロジスティック回帰分析を行った。

3. 倫理的配慮

調査への協力は強制ではないことを対象者に説明し、同意を得た場合にのみ調査を実施した。個人名は ID 番号化して処理し、回答は個人名と切り離して分析する等、個人情報の保護に留意した。いずれの調査も、実施前に東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）の倫理委員会の審査を受け、承認を得た上で実施した。

4. 研究結果

1)認定未申請者の割合と未申請理由の変化： 未申請率は、2002 年 20.7%、2004 年 14.9%、2010 年 21.7% であった。未申請の理由として多かったのは、いずれの年も「必要性を感じないから」であったが（2002 年 49.6%、2010 年 36.7%）、2010 年においても「手続きがわからない」という理由を挙げる人が 17.8% いた。

2) 未申請の関連要因の変化： 行動モデル及び拡張行動モデルに基づき分析した結果、介護保険導入期の 2002 年では、要介護高齢者の年齢が若い、介護してくれる家族がいる、要介護高齢者の所得（本人非課税世帯）、主介護者が就労していない、主介護者のサービス利用希望が低い、要介護高齢者の ADL 障害が軽度、主介護者の情緒的消耗が少ないことが、認定未申請に対して統計的に有意な関連性を示した。しかし、未申請に関連する要因の種類や数は経年的に減少し、2010 年の時点では、主介護者のサービス利用希望が低い、要介護高齢者の ADL 障害が軽度、主介護者の情緒的消耗が少ないといった、いわゆるニードまたはディマンド要因のみが未申請に対して統計的に有意な関連性を示した。

5. 考察

介護保険制度がある程度定着した 2004 年の時点では、未申請者率が減少し、ニーズの潜在化が解消される傾向が見られた。しかし、2005 年の介護保険法改定を経た 2010 年の時点では、身体または認知機能に何らかの障害を有する高齢者の 2 割が未申請という、介護保険導入期の状況に戻っていた。さらに制度施行後 10 年が経過した時点においても「手続きがわからない」ために認定申請に結びついていない人が未申請者の 2 割弱を占めていたことから、情報リテラシーの問題が一部で継続していることが伺える。一方、制度導入期は、高齢者や介護者のニード要因とともに、素因や利用促進阻害要因が未申請に関連していたが、2010 年時点では素因の影響は消失し、高齢者や介護者のニードまたはディマンド要因のみが未申請の関連要因となっていた。このことから、属性や所得、家族介護者の利用可能性に関わらず、主観的・客観的な必要性に基づき認定申請がなされるようになってきた可能性が示唆される。